

うなぎ稚魚漁業の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第4条に規定するうなぎ稚魚漁業（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(漁業の定義)

第2 当該漁業は、河川放流用種苗又は養殖用種苗の供給のため、うなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。以下同じ。）をとることを目的とする漁業をいう。

(使用漁具)

第3 操業に使用する漁具は、ふくろ網のうち掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網及びひき網とする。

(許可等についての適格性)

第4 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第5 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲で別に定める数とする。

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

(5) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

漁業種類	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業 (掛ぶくろ網)	利根川のうち 茨内共第1号 共同漁業権の 漁場区域	12月1日から 翌年4月30日 まで	茨内共第1号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (火光利用すくい網)	利根川及び常 陸利根川のう ち茨内共第2 号共同漁業権 の漁場区域		茨内共第2号共同漁業権の漁業権者で、かつ、茨城県神栖市に住所を有しうなぎ稚魚漁業を営む漁業協同組合
うなぎ稚魚漁業 (ひき網)			

(許可の基準)

- 第6 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の許可以外の権限によりうなぎ稚魚の採捕の実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(従事者等)

- 第7 許可を受けた者が、操業に従事する者(以下「従事者」という。)を選定する場合は、許可受有者である組合の所属組合員であつて、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、従事者は、操業を補助する者(以下、「補助者」という。)をおくことができる。

(許可等の条件)

- 第8 規則第13条第1項の規定による許可等の条件は、次のとおりとする。
- (1) 許可を受けた者は、従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の従事者証を交付しなければならない。
 - (2) 従事者は、操業を行うときは前号の従事者証を携帯しなければならない。
 - (3) 従事者は、操業を行うときは別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
 - (4) 許可を受けた者は、知事が漁獲の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
 - (5) 許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
 - (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
 - (7) 従事者又は補助者が許可の内容に違反したときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
 - (8) この許可により漁獲したうなぎの稚魚については、輸出貿易管理令に基づく場合を

除き、国外への輸出を禁じる。

(9) 国内全ての養殖場におけるにはほんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりうなぎの稚魚の採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。

(10) 操業に使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、下表のとおりとする。

漁具の種類	統数
掛ぶくろ網	47
火光利用すくい網	50
ひき網	20

(11) 掛ぶくろ網1張りの規模は、袖網の片袖が仕立上がり全長18メートル以内、ふくろ網の仕立上がりが全長9.5メートル以内とし、5張りをもって1カ統とする。

(12) ひき網1カ統の規模は、仕立上がり全長10メートル以内とし、網口枠は縦1.5メートル、横4.5メートル以内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第20条の規定により、漁業時期の終了後30日以内に資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

(許可の申請)

第10 規則第8条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) うなぎ稚魚漁業許可申請にかかる操業等実績証明書
- (3) 漁場の区域図
- (4) 漁獲した種苗の供給計画書
- (5) 誓約書(別記様式第3号)
- (6) 定款及び登記事項証明書
- (7) うなぎ資源保護対策計画書

付則

- 1 この方針は、令和5年10月4日から施行する。

〇〇 年度うなぎ稚魚漁業従事者証

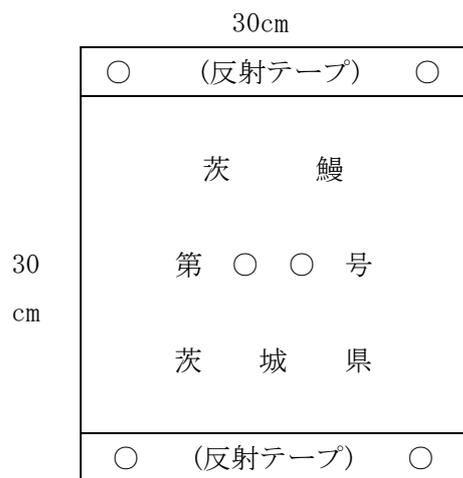
- 1 従事番号 第 号
- 2 使用漁具及び統数
- 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 従事者及び補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
従事者				
補助者				

- 5 操業区域
- 6 従事期間
- 7 条件
 - (1) 従事者は、操業を行うときは本従事者証を携帯しなければならない。
 - (2) 従事者は、操業を行うときは所定のゼッケンを着用しなければならない。
 - (3) 船舶の航行を妨害してはならない。
 - (4) 従事者又は補助者が許可の内容に違反したときは、この許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。

発行者
(住所)
〇〇漁業協同組合
代表理事組合長 〇〇 〇〇 印

様式第2号



注) 1 地色は黄色
文字は黒色

誓 約 書

今回申請した 漁業については、 漁業協同組合等と水資源開発公団（現 水資源機構）が締結した、霞ヶ浦開発事業に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条及び利根川河口堰設置に伴う漁業補償契約書（昭和 年 月 日付）第 条の主旨を踏まえ、今後当該事業に起因し、漁業被害が発生した場合でも異議求償を一切行わないこと並びに災害発生等の緊急事態の場合、この漁業に関し、河川管理者から操業中止又は漁場等の撤去の申し入れがあった場合その指示に従うことを誓約致します。

令和 年 月 日

申請者 住 所
氏 名 印

茨城県知事 大井川 和彦 殿